

(報告) 環境アセスメント関係について

平成 25 年 12 月 17 日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯

平成 25 年 6 月 14 日閣議決定の規制改革実施計画において、以下のとおり定められた。

① 風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定

風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リプレイスと同様に、短縮目標（全体で 45 日程度に短縮）を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。

② 風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続

「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。

2. 風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定について

<検討の内容及び結果>

- 前述の決定を踏まえ、電力安全課においては、火力リプレイスに係る国の審査期間の短縮目標を公表した「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」（環境省・経済産業省、平成 24 年 11 月 27 日。以下「中間報告」という。）に記載の火力リプレイスに係る国の審査の具体的方策を、規制改革実施計画閣議決定後、風力・地熱発電所の審査にも適用。
- 現時点では環境影響評価図書の一部である方法書の審査実績しかないが、従来 30 日程度確保されている経済産業大臣の方法書の審査について、18 件の平均で短縮目標の 2 週間程度の 14.2 日での審査となっており、火力リプレイスと同等の審査期間の短縮が実現できている。

<今後のスケジュール>

- 引き続き、「国の審査期間を 45 日程度に短縮すること」を目指し、今後提出される風力・地熱発電の環境影響評価図書の審査についても、中間報告に記載の火力リプレイスに係る国の審査の具体的方策を適用し、審査期間の短縮を図る（現時点で審査実績がない準備書、評価書についても、今後審査を行う際に順次措置する）。

3. 風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続について

- 平成 25 年 9 月 30 日に、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を記載した「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」（別添）を公表。

発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方

平成25年9月30日

経済産業省

商務流通保安グループ電力安全課

平成23年4月、「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布され、計画段階配慮書手続（以下「配慮書手続」という。）等の手続が創設され、平成25年4月から施行された。

配慮書手続では、事業計画の検討の早期の段階において、事業の位置等に関する複数案について環境影響の比較検討を行い、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減に繋げる効果を期待するものである。

複数案の設定等の詳細については、事業者に委ねられており、実務上のガイドのニーズが高まっていたため、環境省は「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）を策定した。

しかしながら、同ガイドは全事業種に共通的な内容で、発電所に関しては、「発電所の設置又は変更の工事に係る事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第3条に構造等に関する複数案の設定について規定されているが、より具体的な考え方が求められていた。

このため、環境影響評価法及び電気事業法に基づき発電設備の環境影響評価の審査を行う経済産業省として、発電事業の事業特性を踏まえた発電設備に関する計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）における複数案等の具体的な考え方を取りまとめたものである。

（参考）発電所アセス省令

（構造等に関する複数案の設定）

第3条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数案（以下「構造等に関する複数案」という。）を適切に示すものとする。ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないと認められることその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、単一案を設定するものとする。

2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

1. 発電事業の事業特性

電気は、今日の経済活動や国民生活に欠かすことのできない必需品であり、今後とも需要の伸びが見込まれ、安定かつ低廉に供給することが求められている。

発電設備を備え電気を作り出す発電所の設置は、国際的なエネルギー価格動向、エネルギーセキュリティ、電力需給の見通し、地球温暖化問題を始めとした環境問題への対応に加え、立地情勢の動向、送变电の系統規模等を踏まえたうえで取り組むこととなる。こうした複合的観

点から発電所の設置は決定されるため、設置の計画の立案に当たっては柔軟性のある対応ができない場合がある。

電気を供給する主要な事業者である電気事業者（電気事業法第2条第1項第2号に規定される一般電気事業者及び同項第4号に規定される卸電気事業者をいう。以下同じ。）は、電気事業法第29条に基づき毎年度、発電設備の立地や規模等を含めた発電事業全体の発電設備の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し経済産業大臣に届出が義務づけられている。

電気事業者は、発電所を設置するに際しては、社会的混乱が生じないように、こうした供給計画及び電気事業者が作成する個別の発電所の設置計画（以下「発電所設置計画」という。）で位置、規模等を決定・公表した後に、配慮書手続を開始することが一般的であると想定される。

また、電気事業者以外の者が設置する発電所についても、社会的混乱が生じないように発電設備の設置について地元との調整が概ね終了してから配慮書手続が開始されることが一般的であると想定される。

なお、環境影響評価法の対象となっている発電所の種類は水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）、原子力発電所、火力発電所（地熱を利用するものに限る。以下「地熱発電所」という。）及び風力発電所の5種類である。

2. 配慮書における発電設備の構造、配置に係る複数案の設定

構造、配置の複数案を適切に設定するものとするが、その事業特性から以下のような場合には設定が難しいことがある¹。

（1）水力発電所

水資源を有する地点が限定されるため、地形・地質条件の制約がある場合及び敷地の制約がある場合等

（2）火力発電所

地形・地質条件の制約がある場合及びリプレイス（更新）事業であること等から敷地の制約がある場合等

（3）原子力発電所

地形・地質条件の制約がある場合及び敷地の制約がある場合等

（4）地熱発電所

地熱資源を有する地点が限定されるため、地形・地質条件の制約がある場合及び敷地の制約がある場合等

（5）風力発電所

地形・地質条件の制約がある場合及び風況の制約がある場合等

3. 配慮書における発電設備の位置、規模に係る複数案の設定

以下の事業特性から位置、規模の複数案の設定は難しい場合が多い¹。また、特にリプレイス事業については位置、規模の複数案の設定は現実的ではない。

¹ 配慮書では、構造若しくは配置、位置又は規模に関する複数案を設定しない場合、配慮書にその理由を明確に示すものとする。

(1) 水力発電所

発電所設置計画等で位置、規模等を決定・公表する。こうしたプロセスが完了する前に位置、規模の複数案を公表する場合、社会的混乱が生じるおそれがある。また、そもそも水資源を有する地点が限定され立地条件が制約される。

(2) 火力発電所

発電所設置計画等で位置、規模等を決定・公表する。こうしたプロセスが完了する前に位置、規模の複数案を公表する場合、社会的混乱が生じるおそれがある。

(3) 原子力発電所

発電所設置計画等で位置、規模等を決定・公表する。こうしたプロセスが完了する前に位置、規模の複数案を公表する場合、社会的混乱が生じるおそれがある。

(4) 地熱発電所

発電所設置計画等で位置、規模等を決定・公表する。こうしたプロセスが完了する前に位置、規模の複数案を公表する場合、社会的混乱が生じるおそれがある。また、そもそも地熱資源を有する地点が限定され立地条件が制約される。

(5) 風力発電所

事業者は、風況の調査等の結果を踏まえ、事業化の可能性があると判断した場合、諸条件が許せば環境影響評価の対象とする全てについて事業化する意向を有するのが一般的である。

ただし、風力発電所の場合、当初の計画では広めの範囲を設定し、その後の調査等を踏まえ、発電所の位置、規模を絞り込むプロセスを経ることもある。このような「区域を広めに設定する」ことは、計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおいて「位置、規模の複数案の一種とみなすことができる」とされている。この際、重大な環境影響が懸念される地域を事業実施区域から外す旨を明示する等の方法によって対応することが想定される。

4. 配慮書における事業を実施しない案の設定

発電所アセス省令第3条第2項では、構造等に関する複数案の設定に当たっては、事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとしてされている。本項で規定する「現実的であると認められる場合」であるか否かの判断は、事業者自らが判断するものである。

発電事業の場合、配慮書の届出がなされた時点で、事業者自らが必要な電力を供給するという事業目的を達成するため当該事業を実施すると判断したものと考えられ、ゼロ・オプションを設定することは一般的には考えにくい。

なお、発電事業において、発電事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合に明らかに該当しないと事業者が判断した場合、現実的であると認められる場合であるか否かについて配慮書に記載する必要はないが、説明責任は有するものである。

(以上)